

平成30年度

第19回和歌山市農業委員会議事録

日時 平成31年1月15日(火曜日) 16時00分 開会
場所 ホテルグランヴィア和歌山 6階 アクアグラン

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第3条許可指令書の返納について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
報告事項	和歌山市農業委員会事務処理規程の一部を改正する規程について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	賃借料情報の提供について

出席委員（18名）

1番	宇治田清治	12番	藤井 高
2番	山本 宏一	13番	廣井 伸多
3番	土橋 ひさ	14番	辻本 傑
4番	有本 太一	15番	吉川 松男
5番	曾根 光彦	16番	大河内壽一
6番	坂東 紀好	17番	山本 茂樹
7番	吉中 雅三	18番	谷河 績
8番	湯川 徳弘	19番	中村 弘
10番	岩橋 章		
11番	和田 好夫		

欠席委員（1名）

9番 藤井 幹雄

出席職員

農業委員会事務局

局	長	田村 佳紀
課	長	奥谷 知彦
副課	長	清滝 篤樹
班	長	中川 拓哉
企画員		井口小都美
企画員		東 智弘

16時00分 開会

◆田村局長 それでは、定刻が参りましたので、第19回農業委員会総会を開催いたします。谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） 新年あけましておめでとうございませう。本年もよろしくお願ひします。ただいまより、第19回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので総会は成立してあります。

去る12月27日、坂東委員、岩橋委員、山本茂樹委員、中村委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われてあります。後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、藤井幹雄委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、吉川委員、大河内委員にお願ひします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。

◆東 企画員 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、26件あります。内容は全て相続による所有権の取得です。また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について説明いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が1件ありました。解約に伴うもので、報告事項 農地法第18条第6項の通知についてのNo2及び3と関連してあります。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で3件ありました。なお、No1は利用権に関する解約で、No2及び3は報告事項 賃借人名義変更についてNo1と関連してあります。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で3件ありました。平

成30年12月10日付、28日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で17件ありました。平成30年12月10日付、19日付、28日付で受理通知書を交付しています。なお、No3、8、10、11、12は開発許可済となっております。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第3条許可指令書の返納について説明いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

本件については、農地法第3条許可に係る指令書の返納が1件ありました。平成30年11月12日付で交付した分について返納があったものです。なお、許可を受けた4筆の内の2筆を返納します。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、9件ございました。面積は田が20,861㎡です。

なお、No1からNo5は12月4日付け、No6からNo9は12月18日付けで県知事による認可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 和歌山市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について説明いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

本件は、農地法第43条の改正により、農業委員会事務局処務規程の一部を改正するものです。当条文は農作物栽培高度化施設に関する特例であり、内容については、農業用ハウス等を農地に設置するにあたって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないというものです。資料1を参考にご覧ください。なお、これは許可ではなく、届出扱いとなり、農業委員会事務局長の専決にて処理を行うため、処務規定を変更するものです。また、当条文の内容、手続きの流れ等の詳細につきましては、次回の農業委員会総会にて説明させていただきます。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといた

します。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について提案いたします。

◆中川班長 番外、説明します。

机上に対象農地の写真、資料2を配付していますのでご覧ください。本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があります。借受予定者から証明願が1件ございました。対象農地は田のみで面積は1,028㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。なお、対象農地については議案第6号N○13で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について提案いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で4件ありました。

N○1からN○4については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。なお、N○1は、使用貸借権設定で、新規就農となるため、

現地調査並びに事情聴取を行っております。本案件については担当の委員から報告があります。また、N○4は、議案第5号 農地法第5条許可申請についてのN○10と関連しており、転用にて自作地への通路部分を譲り受ける代わりに、自作地の一部を譲り渡す交換移転となります。以上です。

◆会長(谷河 績) N○1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので中村委員さん報告願います。

◆19番(中村 弘) 報告します。

当許可申請について説明します。本件は新規参入で使用貸借権設定です。去る12月27日に岩橋委員、事務局職員と共に現地調査並びに事情聴取を行っております。申請人については借受人、和歌山市・・・の・・・、貸付人、和歌山市・・・の・・・、・・・歳、外・名、申請地は和歌山市・・・外・筆、登記地目は田、畑、原野で現況は畑、合計面積・・・㎡、5年間の使用貸借権設定です。申請理由は、農業生産法人となり作業効率を上げ、楽しく楽に売り上げを伸ばし、従業員を雇用し、機械化を図りたいと思い、申請したことです。現在の職業は・・・を営んでいて、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、その他附帯する一切の業務で、平成・・・年・・・月・・・日設立、資本金は・・・円で、現在・・・を経営、また・・・を行っています。農業従事者は、本人経験30年、・・・30年、他に2年1名の計3名で、常時農作業をしていて、今後増員予定は3名、15年の農作業経験者、あと2名は3年で、アパートの補修もできる人を雇用したいようです。ま

た後継者の・・・がいます。現在の耕作状況は休耕地はありませんでした。作付けはホウレンソウ、小松菜、コカブ、大根で、ほとんどの畑でホウレンソウを順次出荷できるように育てていました。水は打ち抜き井戸でモータポンプより灌水パイプでバルブを付け、いつでも水遣りできるような設備になっていました。申請地について貸人との関係は・・・氏所有地であり、親の代からの土地で1筆のみ共有地です。自宅から申請地までの距離は約10km、所要時間は約15分です。申請地での作付計画は枝豆、サツマイモ、コカブ、菊、ホウレンソウ、大根、小松菜、人参を栽培し、ロボット化し、広い土地を経営したいと考えています。農機具の保有状況はリースで土壌灌注機1台、農業用倉庫1棟25坪、TS3910トラクター39馬力1台、動噴2台、プレハブ冷蔵庫3坪、軽貨物自動車1台、播種機1台、野菜移植機1台、耕運機1台、その他コンバイン、乾燥機、糞摺機、田植機です。今回の申請地は必ず3年以上耕作することを確認しました。その他の法人は許可後、耕作放棄や転用があった場合は家族を含め、今後農地の取得が認められない場合があることを伝えました。着実に実行してくれると思われませんが、皆様の慎重なご審議をよろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第2号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆7番（吉中雅三）・・・の地目について、法務局の台帳上の地目が原野で現況は畑ということによろしいですか。

◆清瀧副課長 番外、説明します。委員さ

んのおっしゃったとおりで、現況はきれいな砂畑でした。登記簿上なぜ原野となっているのかはわかりません。ややこしいので地目を変えてくださいとお願いしていますが、これ以上の強制はできません。農地法上は現況主義ということです。

◆6番（坂東紀好） 先ほど報告いただいた中で、新規就農者の案件について、今後3年以上の耕作をしてくださいということでしたが、3年でいいのか、そういう期限でいいのかというのがあります。将来的に期限に関係なく耕作を続け、営農していただきたい、そう要望します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。他になにかございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について提案いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

本件は、農地法第3条第1項目的の買受適格証明願で・件ありました。調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。なお、一般入札であり、期間は平成31年1月11日から平成31年1月18日までです。また、本申請者が落札した場合には、会長専決にて3条許可を行うこともご了承ください。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、

何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

なお、本件につきましては、事務局から説明がありましたとおり、1月11日から1月18日まで、公売による入札の内容となっておりますので、口外されないようご注意ください。ということをご理解いただけましたでしょうか。本日は15日ですので、あと3日あります。この件の買受人が・名であるとか、当委員会にて可決決定されたことについて他へ漏らさないよう、よろしくお願いいたします。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について提案いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案とともに配付していますので合わせてご覧ください。

No1 申請地は、西山東地区・・・、伊太祈曾駅の・・・mに位置し、概ね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおり、業務用車両の駐車場及び建築用資材の保管場所を確保する目的から、当該申請地を露天駐車場及び露天資材置場として転用するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定

による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案とともに配付していますので合わせてご覧ください。

No1 申請地は、山口地区・・・、山口小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおり、当該申請地は、東側が県道、南側が市道に接しており、看板を設置するために適した土地であることから看板用地として転用するものです。なお、当申請については、同グループ会社にて過去に農地転用の許可を受けたにも関わらず、現状、未着工案件が2件あるため、現地調査及び事情聴取を行っております。

No2 申請地は、小倉地区・・・、小倉小学校の・・・mに位置し、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請者は・・・を営んでおりますが、事業拡大に伴い、資材置場が不足しているとのことです。当該申請地は、・・・線に面して交通の便が良く、近隣に民家が少ないことから土砂、土木資材の保管場所として最適地であるため露天資材置場として転用するものです。なお、賃貸借権設定で、事前着工案件です。

No3 申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅の・・・mに位置し、概ね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は、現在、・・・に

居住しておりますが、昨年・・・で手狭になってきたため、・・・の所有地であり、・・・からも近い当該申請地を個人住宅へ転用するものです。なお、開発許可申請中です。

No 4 申請地は、西和佐地区・・・、紀伊風土記の丘資料館から・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は、現在、・・・に居住しておりますが、近年・・・、手狭になってきたため、・・・の所有地である当該申請地を個人住宅として転用するものです。なお、開発許可申請中で、使用貸借権設定です。

No 5 申請地は、西和佐地区・・・、西和佐小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおりますが、当該申請地は、申請者所有の物件の隣接地であるため管理が容易にでき、また道に面して交通の便も良いことから、店舗付き共同住宅として転用するものです。なお、開発許可申請中です。

No 6 申請地は、名草地区・・・、智辯学園和歌山高校から・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおり、当該申請地は閑静な集落内にあり、転用による周辺農地への影響も少なく、また光を遮る障害物もないため、当該申請地を太陽光発電用地として転用するものです。なお、当該案件については、・・・隣接農地の所有者から同意を得られていないため、現地調査及

び事情聴取を行っております。

No 7 申請地は、岡崎地区・・・、竈山駅から・・・mに位置し、概ね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は、現在・・・と・・・に居住しておりますが、・・・とともに手狭になってきたため、当該申請地を個人住宅として転用するものです。なお、開発許可申請中で、使用貸借権設定です。

No 8 申請地は、安原地区・・・、岡崎前駅から・・・mに位置し、概ね500m以内に鉄道の駅がある、第2種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでおり、事業拡大に伴い、資材置場が不足していることから、申請者の会社から1km以内と近い場所にある当該申請地を、重機や建築資材等を保管する露天資材置場として転用するものです。

No 9 申請地は、西山東地区・・・、伊太祈曾駅の・・・mに位置し、概ね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。本案件は、申請者が所有する耕作地への進入路として、当該申請地を通路として転用し、通行地役権を設定するものです。

No 10 申請地は、西山東地区・・・、伊太祈曾駅の・・・mに位置し、概ね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。本案件は、申請者が所有する耕作地への進入路として、当該申請地を通路として転用するものです。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてNo 4と関連しており、自作地の一部を譲り渡す代わりに、転用にて自作地への通路部分を譲り受けるものです。

なお、No 1、2、5、6、8につつま

しては、山本茂樹委員、坂東委員、岩橋委員、中村委員と現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、担当の委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No 1、No 2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので岩橋委員さん報告願います。

◆10番（岩橋 章） 報告します。

まず、No 1につきまして説明いたします。去る12月27日に中村委員、事務局職員と共に現地調査及び事情聴取を実施しております。現地調査及び事情聴取を行った理由といたしましては、……にて過去に農地転用の許可がされた土地で、農地転用が未着工となっている案件が複数あり、農地転用の実現性を確認する必要があったためです。申請地は和歌山市……で、面積は……㎡、転用目的は看板用地とのことです。転用実行者は……です。昭和……年……月……日に設立され、資本金は……円、従業員……名、年間売上はグループ全体で約……円、……を主な事業とする法人です。転用に至った理由ですが、申請地は東側が県道、南側が市道に接しており看板用地として最適の土地であることを確認しました。その場所に当社の看板を設置するとのことです。隣接農地所有者の同意も得ています。なお、事情聴取時に同じグループ会社による未完了案件の進捗状況について報告を受けました。以上、当許可申請について特に問題は見当たらないと思われませんが、皆様の慎重なご審議をよろしく願います。

次に、No 2につきまして説明いたします。当許可申請について、去る12月27日に中村委員、事務局職員と共に現地調査

及び事情聴取を実施しております。申請地は和歌山市……外・筆で、地目は田、合計面積は……㎡、転用目的は露天資材置場とのことです。賃借者は……、賃貸者は……氏以下……名です。20年間の賃貸借権の設定です。……は平成……年……月……日に設立され、資本金は……円、年間売上は……円、……を主な業種としています。申請面積の必要性ですが、工事現場から運んできた土砂を工事現場ごとに1つの山にして置いておく必要があること、さらに、建築資材やダンプカー、重機を置く場所もいるので広い土地が必要であるとのことです。排水は自然浸透させるとともに北側の水路に流れるようにするとのことです。隣接農地所有者の同意を得ており、隣接農地への影響はないと思われま。現地調査時に当申請地が既に埋め立てられ、使用されているのを確認しました。この件について賃貸人、土地所有者の……氏から始末書が提出されています。このように許可を受けないで使用しないように指導しました。合わせて申請地の使用を直ちに止め、委員会までに以前の状態に戻すよう指示しました。事務局が現地を確認し、事務所等は撤去されておりますが、皆様の慎重なご審議をよろしく願います。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。続きまして、No 5につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので坂東委員さん報告願います。

◆6番（坂東紀好） 報告します。

No 5について説明します。去る12月27日に山本茂樹委員、事務局職員と共に現地調査及び事情聴取を実施しております。

当申請地は和歌山市・・・・、・・・、
・・・、・・・の4筆で、延べ・・・
㎡であり、県道・・・線に接し、西和佐
小学校の・・・に位置しています。転用
実行者は・・・で、平成・・・年・・・月・
・・・日に設立され、資本金は・・・円、現
在の従業員は・・・名、年間売上は・・・円
で、・・・を主な業種とする法人です。
転用目的については店舗付共同住宅の建設
であり、・・・では以前から事業拡張の
ための店舗建設用地を探しており、今回・
・・・本社の隣接地の所有者と条件合意に
至り、許可申請するものです。当地には隣
接農地はなく、汚水、雨水等の排水につい
ても既設水路への放流が可能であり、周辺
農地への問題がないと思われます。また、
建設計画については、許可の6か月後の完
成を計画し、資金については総工費・・・
円を・・・で賄うと聴取しています。
以上のことから当許可申請について、特段
の問題がないと思われますが、皆様の慎重
なご審議をよろしく願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。
続きまして、No6とNo8につ
きまして、現地調査並びに事情聴取を行っ
ていますので山本茂樹委員さん報告願いま
す。

◆17番（山本茂樹） 報告します。

まず、No6について説明します。去る
12月27日に坂東委員、事務局職員と共
に現地調査並びに事情聴取を実施しまし
た。申請地は・・・より・・・m、・・・
より・・・mのところ
にあり、10ha未満の一団の農地の区域内
に位置する第2種農地にあたります。面積
は・・・㎡です。申請目的は農地の所有
権移転と同時に太陽光発電施設への転用
です。申請者は・・・の・・・

・・・の・・・です。この会社は昭和
・・・年・・・月・・・日設立、資本金・・・
円、従業員・・・人、年間売上額・・・円、
主な事業は・・・です。申請理由は申請
地周辺が建物も障害物も何もなく、南向
きで、太陽光発電用地として最適である
と考え、この申請をしたとのこと
です。完成は本件許可後、また発電事業
実施許可が下りてから約6か月後とい
うことです。工事費用は・・・で・・・
円とのこと
です。地元水利組合から農地転用の同意
をもらっています。しかし、隣接農地の
同意については2か所の内1か所の同意
はもらっているが、もう一方の同意は
もらっていないということで事情を聞
いたところ、何度も自宅を訪ねたが会
ってもらえず、やっと会えたと思えば
「何をしにきた。用がないなら帰れ。」
と怒鳴られて門前払いのため、退出を
余儀なくされたとのこと
です。何度も自宅を訪ねたときの様子
を記録に残してあります。現地を調査
したところ、その同意を得られていな
い農地は何年も前からの耕作放棄地
で荒れ放題の土地でした。このよう
な事情で同意が得られない場合には申
請を通してもよいと思いますが、皆
さんの慎重なご審議をお願いしま
す。

次に、No8につ
きまして説明いたしま
す。去る12月27日に坂東委員、事務局
職員と共に現地調査並びに事情聴取を
実施しました。申請地は和歌山市・・・
で市立東中学校の・・・する農地
で、和歌山電鉄貴志川線岡崎前駅より
・・・mのところ
にあり、第2種農地にあたります。現
況は田で、面積は・・・㎡
です。申請目的は農地の所有権移転
と同時に露天資材置場への転用
です。申請者は・・・の・・・

・・氏個人です。・・・・氏が経営するこの会社は、平成・・年・・月・・日設立、資本金・・・・円、従業員・・人、年間売上額・・・・円、主な事業は・・・・です。申請理由は・・・・で・・・・を営んでおり、業務拡張のため資材置場として利用する土地を探していたところ、申請地から会社まで1 km以内と近くて便利な良い土地が見つかり、お譲りいただけることになり、申請に至ったとのことです。資金計画は・・・・で、予定工事費は・・・・円だそうです。完成は許可日から1年後を予定しているとのこと。隣接農地の同意を得ており、紀ノ川左岸土地改良区の同意も得ています。特に問題はないと思いますが、皆さんの慎重なご審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第5号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆8番（湯川徳弘） No1の件について、私自身はこの・・・・に対して非常に遺憾に思っております。したがって、この会議で可決されても私は同意できません。

◆14番（辻本 傑） 参考までにお聞きします。No1の関連ですが、過去に看板用地として取得した用地が未着工のまま放置されているとの報告がありましたが、今後の見通しはどのようなのですか。それから、過去に農業委員会から許可を出して未着工のまま放置しているという案件については、農業委員会としてどう考えればいいのか、ちょっと考え方をお聞きしたいと思います。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

今回、転用申請が・・・・から看板用地として出ております。先ほど説明のありま

した過去の・件の未着工、これは・・・・という、法人としては別ですが、実態としては我々は同じものであると考えています。ここが過去に行った転用の・件が未着工であると、これについて事情を委員さんと一緒に聞かせていただきました。あちらの事情については、看板用地の設計図面を作るのに不測の時間を要したというような説明でありましたので、それはおかしいでしょうということ、かなり強い指導を行っております。そもそも必要性があったので農地転用をしたということなので、そんなことをするのはおかしいという説明をした上で行っています。ただ、問題としては本件の転用については、いずれの場所も全部新しい都市計画道路が通った残地部分、つまり、非常に使い勝手の悪い部分の転用で、農地転用自体に至った経緯については一定の理解はできるという部分もあります。こういう事情がありましたので、・・・・の社員に対して農業委員さんを中心として、今後この土地をどうするのか、過去の未着工の土地についてどうするのかということ強く問いただしましたところ、必ずこの1年以内に着工し、工事を完了すると約束しますという確約を得ています。このような約束がありましたので、農業委員さんが中心となり、これは和歌山市農業委員会に対する約束であると我々はとりますが、それでよろしいですか。約束が守られない場合、今後の転用許可について農業委員会としても考えて行かなければならないと念を押して、強く指導をしています。なお、転用後に着工が行われていない件につきましては、基本的には農地転用許可後は進捗状況を和歌山県の方に報告する義務が発生し

てまいります。他の案件であれば途中経過であったり、完了報告というものを提出することになるのですが、この案件については途中経過の提出があったのですが、進捗率0%がずっと続いていました。これから先についてどうするかとなりますと、許可権者である県の判断で進捗を促す若しくは全くその用途に使わないのであれば許可の取り消しをするかどうかということについては、これはもう県知事の判断になると思います。

◆会長（谷河 績） 8番の湯川委員さんはNo1については不許可相当とのご意見でしたが、皆さんはどうでしょうか。他にございませんか。

◆15番（吉川松男） No2について、これは事前着工ですが、現在は撤去されているのですか。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

現地調査に行った時に、現地には大型重機やダンプがあり、プレハブの事務所が設置された状態でした。過去の委員会のこれまでの経緯からしまして、このような場合、ちょっと悪質と見られるものについては、今あるものを一旦撤去させてから委員会にかけていると、このことを説明した上で、必ず今日までに置いているものを撤去し、隣の農地との間に境界をはっきりさせるために杭を打って柵を立てるようにと、そういう条件をこちらから付けています。その約束がきちんと守られたならば、委員会に上程して委員の方々にご審議をいただくとこの約束を事情聴取の場でしております。その後、先週の金曜日に業者から連絡があり、委員会の指導に従って、あったものは撤去し、柵も作りましたとのことでしたの

で、事務局にて現地に行き、全て撤去された状態を確認しております。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。それでは、議案第5号について可決と決定してよろしいでしょうか。

「異議なし、との声。」

それでは、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が13件ございました。全て使用貸借権の設定です。期間はNo5、No6が2年、No2、No4、No7からNo12が3年、No1、No13が4年、No3が5年です。また、No11からNo13については農地中間管理事業による和歌山県農業公社との貸借権の設定です。面積は田が21,529㎡、畑が299㎡でした。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 賃借料情報の提供について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件につきましては、農地法第52条に基づき、地域における農地の貸借の賃借料の目安となるものを農業委員会が調査し、情報提供するものです。具体的には、過去1年間の実際に締結されている賃貸借契約

のデータを収集、大字単位などの地域別、
水稲、普通畑などの種類別に調査、平均額
等を算出し情報提供するものです。下欄の
注意書きに基づき集計しています。和歌山
市においては、農業経営基盤強化促進法に
基づく利用権促進事業による賃借料デー
タを地域別に集計、平均額を算出し、市街化
調整区域13地区を対象に情報提供して
います。なお、平成30年12月28日時点
での水利費が借人負担のもの及び賃貸借契
約の情報として、紀伊、川永、山口、小倉、
和佐、西和佐、三田、岡崎、西山東、東山
東、安原、名草地区が存在し、野崎、直川
地区については過去1年間、参考となるデー
タがございませんでした。田（水稲）の
部としては、参考として和歌山市平均では
6,200円となっております。なお畑の
部としては名草地区のみとなり、平均20,
300円となっております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について
説明が終わりましたが、この議案について、
何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます
ので、議案第7号は可決と決定しました。

議案については以上です。その他、何か
ございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようございま
すので第19回総会を閉会いたします。長
時間ありがとうございました。

16時55分 閉会